

注 記 表

〔 2007年4月 1日から
2008年3月31日まで 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品	総平均法による原価法
原材料	移動平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 有形固定資産の減価償却方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 10年

(3) 無形固定資産の減価償却方法

定額法

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については実質繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金について、「役員退職金慰労金要領」に基づいて当事業年度末要支給額を計上しております。

- | | |
|------------------|--|
| (5) リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| (6) 消費税等の会計処理の方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

2. 会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

(追加情報)

当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。